

事務連絡
平成25年8月12日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

文部科学省スポーツ・青少年局
参事官(体育・青少年スポーツ担当)付

熱中症事故の防止について(通知)

熱中症事故の防止については、「熱中症事故等の防止について(依頼)」(平成25年6月11日付け25ス学健第9号)で、関係者に対する熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

このたび、高等学校の運動部活動(練習試合)中に熱中症により病院に搬送された生徒が、後日死亡するとの事案が発生しております。

あらためて、下記の資料も参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底され、事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会関係課においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校(大学を除く。)に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対して周知するようお願いいたします。

【参考資料】

○独立行政法人日本スポーツ振興センター 熱中症に注意しよう(No.4平成25年7月発行)教材カード

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/pdf/card/H25/H25.7.card.pdf>

○独立行政法人日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?tabid=114>